一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第７条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和８年１１月２６日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

１　一般競争入札に付する事項

⑴　業務委託件名

公共下水道（分流式）管きょ耐震診断業務委託

⑵　業務委託概要

本市では、令和７年度から令和８年度に、山科処理区における下水道管きょについて、耐震性能の判定フローを作成し、判定フローに基づく耐震性能を整理した（山科処理区管きょ耐震診断業務委託）。

本業務では、以上の業務を踏まえて、本市の分流式下水道区域における管きょの耐震性能の評価及び整理を行うことを目的とする。

⑶　履行期間

契約締結の日の翌日から令和９年１２月２８日まで

⑷　履行場所

南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木他　地内

⑸　支払条件

ア 前金払

請負代金の３割を超えない範囲内の額を支払う。

イ 部分払

なし

２　本件入札に関する問合せ先

〒６０１－８１１６　京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３

京都市上下水道局総合庁舎２階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話　０７５－６７２－７７２６　ＦＡＸ　０７５－６８２－０２８６）

ホームページのアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html

３　入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（⑸にあっては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

⑴　京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第６条に規定する令和８年度一般競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に「建設コンサルタント」の種目で登録されている者であること。

⑵　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号）に規定する登録部門のうち「下水道部門」の登録を受けていること。

⑶　以下に定める技術者をそれぞれ１名ずつ本件業務に配置できること。

ただし、各配置予定技術者は、同一の者を配置してはならず、管理技術者は申出日における手持ち業務（業務委託費５００万円以上（税込み））の件数が１０件以下であること（照査技術者として従事している業務は除く）。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ入札参加申出日において引き続き３箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、履行期間中の交代は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき、又は、受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したときを除いて認められない。

ア　管理技術者及び照査技術者

管理技術者については以下の(ｱ)及び(ｲ)、照査技術者については以下の(ｱ)に該当する者。

なお、(ｲ)については、ａからｅの実績のうち管理技術者が有しないものがある場合、照査技術者が有していても可とする。

(ｱ)　技術士法施行規則に規定する「上下水道部門」の選択科目における「下水道」の技術士資格者又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の「下水道部門」の資格を有する者

⑷　次の全ての業務を平成２８年度以降に履行した実績を有する者（契約日の年度は問わない）

なお、実績は開札日において、履行済みのものに限る。

a　下水道総合地震対策計画もしくは改築更新計画の策定業務（管路施設を対象としたもの）を履行した実績

b　下水道管路施設の耐震診断（詳細診断）もしくは耐震計算業務のうち、開削工法を含む業務を履行した実績

c　下水道管路施設の耐震診断（詳細診断）もしくは耐震計算業務のうち、推進工法を含む業務を履行した実績

d　下水道管路施設の耐震診断（詳細診断）もしくは耐震計算業務のうち、シールド工法を含む業務を履行した実績

e　ＧＩＳソフトを用いた業務を履行した実績

イ　土木担当技術者

技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「下水道」に係る技術士資格者、又は「下水道部門」の RCCM 資格を有する者

⑷　平成２８年度以降において、京都市上下水道局における下水道管路施設に係る次のいずれかの業務の履行実績があること（契約日の年度は問わない）。

なお、実績は開札日において、履行済みのものに限る。

ア　下水道総合地震対策計画もしくは改築更新計画の策定業務

イ　開削工法を含む耐震診断（詳細診断）もしくは耐震計算業務

ウ　推進工法を含む耐震診断（詳細診断）もしくは耐震計算業務

エ　シールド工法を含む耐震診断（詳細診断）もしくは耐震計算業務

⑸　京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

⑹　関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

⑺　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と

親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈠　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役、会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　その他業務を執行する者であって、ａからｃまでに掲げる者に準ずる者

㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

４　入札方法等

⑴　本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信する場合はこの限りではない。）。

ア　電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ　入札端末機利用者カード（規程第８条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第８条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）。

⑵　本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、次のア又はイの方法により、本件入札に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、⑶に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア　インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手する。

なお、インターネット利用者であっても、契約会計課から設計図書等の交付を受けることができるものとするが、この場合、インターネットを利用して複写承認書を入手のうえ、契約会計課から設計図書等の交付を受けること。

イ　端末機利用者は、契約会計課に設置する入札端末機により複写承認書を入手し、契約会計課から設計図書等の交付を受ける。

⑶　入札期間

令和８年１２月１１日（金）、１４日（月）及び１５日（火）の午前９時から午後５時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後１時までを除く。

⑷　落札価格は、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力すること。

⑸　入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

⑹　予定価格及び最低制限価格

予定価格　３１，９９０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、別に定める「工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」のうち「土木設計」の算定基準によって算定し、落札者を決定した日に公表する。

⑺　入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、⑼に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　３⑵～⑷に掲げる条件に関する書類等

⑻　入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約会計課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、契約会計課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、Ａ４判の帳票として印刷し使用すること。

⑼　入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア　インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office 2024で扱えること。）又はＰＤＦファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは１ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を１つのファイルにして添付すること。）。

イ　端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には業務委託名、履行場所及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に２の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

５　開札及び落札者の決定

⑴　開札予定日時

令和８年１２月１６日（水）午前９時

⑵　入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち､最低の価格をもって入札を行った者について､入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

⑶　落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

⑷　入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア　規程第３条第１項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ　３に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ　要綱第２７条第１項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ　その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

⑸　落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から契約会計課のホームページにおいて公表し、併せて２の場所で閲覧に供する。

⑹　落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は､落札者を公表した日の翌日から起算して２日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後５時までに、その

旨を記載した書面を２の場所まで持参し、提出すること。

6　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

⑴　規程第１２条各号（第３号を除く。）に該当するとき。

⑵　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。

⑶　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

7　その他

⑴　本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

⑵　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　入札保証金及び契約保証金　免除

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　本公告に関する問合せ先　２の問合せ先に同じ。

⑹　設計図書の内容や積算に関する質問は受け付けない。

⑺　公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア　契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ　非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

⑻　本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の５開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm

⑼　落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の１００分の５に相当する額を違約金として徴収する。

⑽　本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

（上下水道局総務部契約会計課）